定　　款

令和８年６月２６日改正

株式会社 高　知　銀　行

定　　款

第１章　総　　則

（商　号）

第１条　当銀行は，株式会社高知銀行と称する。英文では，THE BANK OF KOCHI，LTD.と表示する。

（目　的）

第２条　当銀行は，次の業務を営むことを目的とする。

(1) 預金または定期積金の受入れ，資金の貸付け，または手形の割引ならびに為替取引

(2) 債務の保証または手形の引受けその他の前号の銀行業務に付随する業務

(3) 国債，地方債，政府保証債その他の有価証券に係る引受け，募集または売出しの取扱い，売買その他の業務

(4) 信託業務

(5) 前各号の業務のほか銀行法，担保付社債信託法，社債、株式等の振替に関する法律その他の法律により銀行が営むことのできる業務

(6) その他前各号の業務に付帯または関連する事項

（本店の所在地）

第３条　当銀行は，本店を高知市に置く。

（機関の設置）

第４条　当銀行は，取締役会，監査等委員会および会計監査人を置く。

（公告方法）

第５条　当銀行の公告方法は，電子公告とする。ただし，事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は，日本経済新聞および高知市において発行する高知新聞に掲載して行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数および発行可能種類株式総数）

第６条　当銀行の発行可能株式総数は，40,900,000株とし，各種類の株式の発行可能種類株式総数は，次のとおりとする。

普通株式	40,900,000株
第２種優先株式	1,000,000株

（単元株式数）
第７条　当銀行の全ての種類の株式の単元株式数は，それぞれ100株とする。

（株式取扱規程）
第８条　当銀行の株式に関する取扱いは，取締役会の定める株式取扱規程による。

（株主名簿管理人）
第９条　当銀行は，株主名簿管理人を置く。

（単元未満株主の権利）
第10条　当銀行の単元未満株主は，次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 法令により，定款をもってしても制限することができない権利
(2) 株主割当てによる募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利
(3) 次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増請求）
第11条　単元未満株式を有する株主は，その単元未満株式と併せて単元株式数となる数の株式を自己に売り渡すことを当銀行に請求することができる。

第２章の２　　第　２　種　優　先　株　式

（第２種優先配当金）
第11条の2　当銀行は，第29条第1項に定める剰余金の配当をするときは，当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第２種優先株式を有する株主（以下，「第２種優先株主」という。）または第２種優先株式の登録株式質権者（以下，「第２種優先登録株式質権者」という。）に対し，普通株式を有する株主（以下，「普通株主」という。）および普通株式の登録株式質権者（以下，「普通登録株式質権者」という。）に先立ち，第２種優先株式１株につき，第２種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし，第２種優先株式につき，株式の分割，株式無償割当て，株式の併合，またはこれに類する事由があった場合には，適切に調整される。）に，第２種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭（以下，「第２種優先配当金」という。）の配当をする。配当年率は，８％を上限とする。ただし，当該基準日の属する事業年度において，第２種優先株主または第２種優先登録株式質権者に対して第11条の3に定める第２種優先中間配当金を支払ったときは，その額を控除した額とする。
2．ある事業年度において第２種優先株主または第２種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額が第２種優先配当金の額に達しないときは，その不

足額は翌事業年度以降に累積しない。

3．第２種優先株主または第２種優先登録株式質権者に対しては，第２種優先配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。ただし，当銀行が行う吸収分割手続きの中で行われる会社法第７５８条第８号ロもしくは同法第７６０条第７号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続きの中で行われる同法第７６３条第１項第１２号ロもしくは同法第７６５条第１項第８号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りでない。

（第２種優先中間配当金）

第11条の3　当銀行は，第29条第2項に定める中間配当をするときは，当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録された第２種優先株主または第２種優先登録株式質権者に対し，普通株主および普通登録株式質権者に先立ち，第２種優先株式１株につき，第２種優先配当金の額の２分の１を上限とする金銭（以下，「第２種優先中間配当金」という。）を支払う。

（第２種優先株主に対する残余財産の分配）

第11条の4　当銀行は，残余財産を分配するときは，第２種優先株主または第２種優先登録株式質権者に対し，普通株主および普通登録株式質権者に先立ち，第２種優先株式１株につき，第２種優先株式１株当たりの払込金額相当額を踏まえて第２種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。

2．第２種優先株主または第２種優先登録株式質権者に対しては，前項のほか，残余財産の分配は行わない。

（第２種優先株主の議決権）

第11条の5　第２種優先株主は，全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。

（種類株主総会）

第11条の6　当銀行が会社法第３２２条第１項各号に掲げる行為をする場合には，法令に別段の定めがある場合を除き，第２種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

（金銭を対価とする取得条項）

第11条の7　当銀行は，第２種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める事由が生じた場合に取締役会が別に定める日が到来したときは，法令上可能な範囲で，第２種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合，当銀行は，かかる第２種優先株式を取得するのと引換えに，次項に定める財産を第２種優先株主に対して交付するものとする。なお，第２種優先株式の一部を取得するときは，按分比例の方法による。

2．当銀行は，第２種優先株式の取得と引換えに，第２種優先株式１株につき，第２種優先株式の払込金額相当額を踏まえて第２種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を交付する。

（普通株式を対価とする取得条項）

第11条の8　当銀行は，第２種優先株式の発行に先立って取締役会が別途定める日をもって，当該日までに当銀行に取得されていない第２種優先株式の全てを取得する。この場合，当銀行は，かかる第２種優先株式を取得するのと引換えに，第２種優先株主に対し，その有する第２種優先株式数に第２種優先株式１株当たりの払込金額相当額（ただし，第２種優先株式につき，株式の分割，株式無償割当て，株式の併合またはこれに類する事由があった場合には，適切に調整される。）を乗じた額を普通株式の時価で除した数の普通株式を交付するものとし，その詳細は第２種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める。当該取締役会では交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。第２種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には，会社法第２３４条に従ってこれを取扱う。

（株式の分割または併合および株式無償割当て）

第11条の9　当銀行は，株式の分割または併合を行うときは，普通株式および第２種優先株式の種類ごとに，同時に同一の割合で行う。

2．当銀行は，株式無償割当てを行うときは，普通株式および第２種優先株式の種類ごとに，当該種類の株式の無償割当てを，同時に同一の割合で行う。

第３章　株　主　総　会

（定時株主総会の基準日）

第12条　当銀行は，毎年３月３１日の株主名簿に記載または記録された株主をもって，定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

（招　集）

第13条　当銀行の定時株主総会は，毎年６月にこれを招集し，臨時株主総会は，必要があるときにこれを招集する。

（招集権者および議長）

第14条　株主総会は，取締役頭取が招集し，その議長となる。

2．取締役頭取に事故あるときは，取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。

（決議の方法）

第15条　株主総会の決議は，法令または定款に別段の定めがある場合を除き，出席し

た議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2．会社法第３０９条第２項の規定による株主総会の決議は，議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，その議決権の３分の２以上にあたる多数をもってこれを行う。

（株主総会参考書類等の電子提供措置）

第16条　当銀行は，株主総会の招集に際し，株主総会参考書類等の内容である情報について，電子提供措置をとる。

2．当銀行は，電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について，書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

（議決権の代理行使）

第17条　株主は，当銀行の議決権を有する他の株主１名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合，株主または代理人は代理権を証明する書面を当銀行に提出しなければならない。

第３章の２　　種　　類　　株　　主　　総　　会

（種類株主総会への準用）

第17条の2　第14条，第16条および第17条の規定は，種類株主総会にこれを準用する。

2．第12条の規定は，定時株主総会と同日に開催される種類株主総会に準用する。

（種類株主総会の決議方法）

第17条の3　種類株主総会の決議は，法令または定款に別段の定めがある場合を除き，出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2．会社法第３２４条第２項の規定による種類株主総会の決議は，議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，その議決権の３分の２以上にあたる多数をもってこれを行う。

第４章　　取締役および取締役会

（員　数）

第18条　当銀行の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は，９名以内とする。

2．当銀行の監査等委員である取締役は，５名以内とする。

（選　任）

第19条　取締役の選任は，監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して，株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，その議決権の過半数をもって行う。

2．取締役の選任決議は，累積投票によらないものとする。
3．当銀行は，法令または定款に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え，株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
4．補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は，選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任　期）
第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は，選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
2．監査等委員である取締役の任期は，選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は，退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。ただし，前条第３項により選任された補欠の監査等委員である取締役が監査等委員である取締役に就任した場合は，当該補欠の監査等委員である取締役としての選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

（取締役会）
第21条　取締役会は，取締役をもって組織する。
2．取締役会は，法令に別段の定めがある場合を除き，取締役頭取が招集してその議長となる。
3．取締役頭取に事故あるときは，取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代る。
4．取締役会の招集通知は，各取締役に対して会日の３日前までに発するものとする。ただし，緊急の必要があるときは，さらにこれを短縮することができる。
5．取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合，当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは，取締役会の承認決議があったものとみなす。
6．取締役会は，会社法第３９９条の１３第６項の規定により，その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
7．取締役会の運営その他に関する事項については，取締役会の定める取締役会規程による。

（役付取締役）
第22条　当銀行は，取締役会の決議をもって取締役頭取１名のほか，取締役会長，取締役副頭取，専務取締役および常務取締役を取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定することができる。

2．取締役頭取は，取締役会を統理し，他の役付取締役は，取締役頭取を補佐して業務を分掌する。

3．取締役頭取に事故あるときは，取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）がこれに代り取締役頭取の職務を行う。

（代表取締役）

第23条　取締役頭取は，当銀行を代表する。

2．取締役頭取のほか，取締役会の決議をもって前条の役付取締役の中から当銀行を代表する取締役を選定することができる。

（報酬等）

第24条　取締役の報酬，賞与その他の職務執行の対価として当銀行から受ける財産上の利益は，監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して，株主総会の決議をもって定める。

（責任限定契約）

第25条　当銀行は，会社法第４２７条第１項の規定により，取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で会社法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし，当該契約に基づく賠償責任の限度額は，法令が定める最低責任限度額とする。

第５章　　監査等委員会

（常勤監査等委員）

第26条　監査等委員会は，監査等委員の中から常勤監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会）

第27条　監査等委員会は，監査等委員をもって組織する。

2．監査等委員会の招集通知は，各監査等委員に対して会日の３日前までに発するものとする。ただし，緊急の必要があるときは，さらにこれを短縮することができる。

3．監査等委員会の運営その他に関する事項については，監査等委員会の定める監査等委員会規程による。

第６章　　計　　算

（事業年度）

第28条　当銀行の事業年度は，毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（剰余金の配当）

第29条　株主総会の決議により，毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し，期末配当を行うことができる。

2．前項のほか，取締役会の決議により，毎年９月３０日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し，中間配当を行うことができる。

（自己株式の取得）

第30条　当銀行は，取締役会の決議によって，市場取引等により自己株式の取得を行うことができる。

（配当金支払義務の免除）

第31条　期末配当金・中間配当金は，その配当金支払開始の日から満５年を経過したときは，当銀行はその支払義務を免れるものとする。

2．未払期末配当金ならびに未払中間配当金については利息は付さない。

附　　則

１．平成元年２月１日前に締結した相互掛金契約に関する業務については，この定款の第２条の規定にかかわらず「金融機関の合併及び転換に関する法律」第２４条第１項第６号で準用する同法第１７条第１項の規定により継続するものとする。